

広島中央環境衛生組合監査公表第1号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、令和6年度定例監査を実施し、同条第9項の規定により、監査の結果に関する報告を決定したので、次のとおり公表する。

令和6年10月9日

広島中央環境衛生組合監査委員	重	河	格
同	玉	川	雅彦
同	水	橋	直行

# 定例監査結果報告書

## 第1 監査の基準

この定例監査は広島中央環境衛生組合監査委員監査基準に準拠して実施した。

## 第2 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定例監査

## 第3 監査の対象

課名	対象主要科目	対象期間
施設1課	賀茂環境衛生センター費 (委託料、工事請負費、補助金) 広島中央エコパーク管理運営費 (需用費、委託料、工事請負費)	令和5年度 (令和6年5月末現在)

## 第4 監査の実施期間

令和6年6月21日から令和6年8月23日まで

## 第5 監査の着眼点、評価項目及び実施内容

監査に当たっては、あらかじめ関係資料の提出を求め、財務事務が適正に執行されているか、及び条例、規則等に則り効率的、有効的に執行されているかを主眼として、関係資料の検査・照合により審査するとともに、関係職員からの説明聴取により実施した。

## 第6 監査の結果

監査の結果、次のとおり改善・検討を要する事項が認められたので、それぞれ必要な措置を講じ、適正な事務処理に努められたい。

なお、その他の事務については関係法令等に従いおおむね適正に執行されており、軽易な事務処理誤り等の指摘事項は、その都度、監査時に口頭で指摘した。

### 契約事務

随意契約における業務委託の決定及び随意契約による購入物等の執行決定の起案において、会計管理者合議について漏れがあった。関係規程等に基づく適正な事務処理となるようにされたい。

## 第7 監査意見

契約事務の決裁・合議の漏れが見受けられた。これは、担当者のみならず、他職員の確認においても、見過ごされたものであった。

当該事項については、これまでの定期監査においても指摘した事項である。決裁・合議に関係する全職員が、必要な決裁の遂行状況を確認するチェック体制を確立するとともに、ヒューマンエラーを防ぐシステムの採用を検討するなど、適正な事務処理ができるよう必要な対策の工夫をされたい。